

裁判員制度と特許裁判



会員 滝田 清暉

目次

1. はじめに
2. 司法改革審議会意見書の基本的な考え方
 - (1) 将来のわが国社会に対する展望
 - (2) 裁判員制度の輪郭
3. 私のビジョン（市民の立場から）
 - (1) 裁判の全体像
 - (2) 裁判官と裁判員
4. おわりに

1. はじめに

これから制定される裁判員制度は、当面刑事訴訟手続きにおいて導入され、刑事訴訟手続き以外の裁判手続きへの導入については、刑事手続きへの新制度の導入、運用の状況を見ながら、将来的な課題として検討すべきであるとされている。即ち、刑事手続きへの裁判員制度導入が成功すれば、同様の制度が特許裁判に導入される可能性もある。従って裁判員制度は、一般的に、司法において市民の常識や見識を反映した社会正義の実現を可能とする制度であるというだけにとどまらず、今後特許訴訟に積極的にかかわっていく弁理士にとっても関心のある制度である。そこで、昨年6月に司法制度改革審議会によって提出された意見書に基づいて、素直にその制度設計をした場合、その制度が特許裁判になじみ得るかどうかという観点も踏まえて、裁判員制度のあるべき姿を提案する。

2. 司法改革審議会意見書の基本的な考え方

(1) 将来のわが国社会に対する展望

意見書の第3ページには、「わが国は、直面する困難な状況の中であって、政治改革、行政改革、地方分権推進、規制緩和等の経済構造改革等の諸々の改革に取り組んできた。これら諸々の改革の根底に共通して流れているのは、国民の1人ひとりが、統治客体意識から脱却し、自律的かつ社会的責任を負った統治主体として互いに協力しながら自由で公正な社会の構築に

参画し、この国に豊かな想像性とエネルギーを取り戻そうとする志であろう」と記載されている。この思想は、この意見書を貫く1つの前提を形成している。特に、第101ページにおいても、「21世紀のわが国社会において、国民は、これまでの統治客体意識に伴う国家への過度の依存体質から脱却し、自らのうちに公共意識を醸成し、公共的事柄に対する能動的姿勢を強めていく事が求められている。国民意識に基づく統治構造の一翼を担う司法の分野においても、国民が、自律性と責任感をもちつつ、広くその運用全般について、多様な形で参加することが期待される」と記載されており、国民が統治構造に直接参加する市民社会こそが将来の日本社会の目標であることが示唆されている。一方、価値観が多様化すると共に、高度に専門化した多数の分野が有機的に関連して形成される社会が成熟し、個々の専門家が自分の下した決定に責任を取る事が出来ないという事態を目の当たりにするにつれ、個々の専門化が必ずしもリーダーとしてふさわしいとは限らない事が明らかになってきた。ここに、スタッフとしての専門家と共に社会を構成する一般市民が自ら判断し決断する、上記市民直接参加型社会を目標とする事の妥当性が理解される。このような観点に立てば、司法への国民参加は時期尚早であるとか国民性に合致しないというような議論が時代錯誤であることは明らかである。むしろ、仮にそのように思われる事実があるとしたら、それをも考慮した上で十分機能するように制度設計し、啓蒙すれば良いのである。このように考えれば、特許裁判も裁判員制度と無縁ではいられないことが理解されよう。

(2) 裁判員制度の輪郭

意見書によれば、対象事件は法定刑の重い重大犯罪とすべきであり、公訴事実に対する被告人の認否による区別を設けず、被告人にこの裁判体による裁判の辞

退を認めないこととすべきであるとされている。

そして、その基本的構造は「裁判官と裁判員は、共に評議し、有罪・無罪の決定及び刑の量定を行うこと」とされる。この場合、裁判員は、評議において、裁判官と基本的に対等の権限を有し、審理の過程においては、証人等に対する質問権など適当な権限を有することとすべきであるとされているものの、裁判体を構成する裁判官と裁判員の数及び評決の方法については今後定めるべき課題とされている。意見書で明記されたこれらの事項は裁判員制度の輪郭を決めたに過ぎず、実施可能な制度が既に提案されているというわけではない。筆者は「陪審裁判を考える会」の会員であり、これまでに裁判員制度について多くの会員と種々の議論をさせて頂いた。また、今年1月27日～2月4日、デンマーク、ロンドン及びパリの裁判所等を訪問して各国の裁判制度を視察し、これらの国における参審制度も陪審制度抜きには語る事ができないという事を実感してきた。そこで次に、上記意見書における決定事項を骨格とし、これに市民の立場から肉付けをして、司法における市民参加の実効性を確保することのできる裁判員制度のための提案としたい。

3. 私のビジョン（市民の立場から）

(1) 裁判の全体像

）集中審理方式の採用

裁判員制度の制度設計を考えると、最も重要な視点は国民に受け入れられる制度にしなければならないということである。この事は、選挙人名簿から無作為抽出した者を裁判員の母体とするとの前提、及び裁判員候補者としての裁判所からの召喚に対して出頭することが国民の義務であるという前提と深くかかわる。即ち、特定の年齢層とか公務員等特定の職業人を母体にするわけではなく、等しく全国民に義務付けるためには、その義務とされる裁判期間を出来るだけ短縮化することが最重要である。裁判員となる市民は、日常は裁判と無縁であることが殆どであると思われるが、そういう人たちが突然裁判に携わる事になれば、身の引き締まる思いをする人もいるであろうが、戸惑ったり、平常心を失ったり、多忙であれば少しでも早くこの義務から逃れたいと思うかも知れず、従って、裁判員制度の制度設計においては、突然呼び出された市民が社会正義実現のためにその義務を全うする事が容易

に出来るようにするために、集中審理による短期間の裁判の実現が再優先されなければならないからである。そして、現在の五月雨式裁判の弊害は特に議論するまでもなく明らかであるから、新たに導入される裁判員制度は集中審理方式でなければならない。集中審理の方が効率よく審理することができることは自明であるし、裁判員の都合もつけ易い。五月雨方式に近くなればなるほど、複数の裁判員の都合をつけにくくなり、欠席を容認する事となれば裁判への市民参加自体が形骸化することになる。集中審理であれば、裁判員の日程の都合もつけ易くなるから、その分多くの裁判員を起用することも出来るので、裁判への市民参加という目標にも合致する。集中審理方式を排除する理由は見当たらない。努力すれば十分に出来る範囲のものであると考える。意見書においても、「裁判員にとって審理を分かり易いものにするため、公判は可能な限り連日、継続して開廷し、真の争点に集中した充実した審理が行われる事が何より必要である。」と記載されている（意見書第107ページ）。そして、短期集中審理による迅速な裁判は、いま、特許裁判にもっとも要請されている事項でもある。

尚、新制度の実施までに、この裁判員制度導入の意義を国民が十分理解できるように啓蒙活動をしなければならないことは当然である。

）公判前の証拠開示制度の採用と公判における口頭主義・直接主義の実質化

集中審理方式を前提とすれば、米国のディスカバリー制度のような公判前の証拠開示制度が必要である。証拠は全て公判前に互いに提出し、遅れて提出された証拠については、英国の陪審裁判制度で厳格に実行されているように、証拠能力が低減される事もあるというリスクを負わせるべきであろう。この証拠開示において採用された証拠に対する、互いに十分な準備のもとに集中審理方式の公判を開始すれば、日常的に裁判に携わるといふ事のない一般市民である裁判員でも、何が争点でどこが疑わしいのかが理解し易くなるに違いない。このような環境であれば、裁判になじみの無い一般市民であっても、公判の中で得られた証拠のみに基づいて有罪・無罪の心証を形成する事は、例外はあるとしても、それ程困難ではないであろう。裁判員達が、長々とした検察調書等の書類に目を通す必要もない。意見書においても、「非法律家である裁判員が

公判での証拠調べを通じて十分に心証を形成できるようにするために、口頭主義、直接主義の実質化を図る……」(意見書第107ページ)と記載されている。公判がこのようにして進行すれば、素人目にも、従来に比べて著しく裁判期間が短縮されると期待される。このような裁判期間の短縮は、市民参加型裁判員制度を実行あるものとするだけでなく、被疑者等の当事者にとっても、また裁判効率の観点からも好ましい事は疑いがない。

このような、公判前の証拠開示制度及び口頭主義、直接主義の実質化が図られた公判を前提とする集中審理方式による裁判が、現行法の下では出来ないということがあれば、できるように法改正すればよい。意見書においても、「裁判員の主体的、実質的関与を確保するため、公判手続き等について、運用上さまざまな工夫をするとともに、必要に応じ、関係法令の整備を行うべきである」と明記されている。

なお、証拠開示手続で証拠の採用、不採用を決定する裁判官と、その後の訴訟手続を主宰する裁判官は異なる事が好ましい。採用されなかった証拠によって公判が影響される事を未然に防止する事が好ましいからである。

ところで、米国の特許裁判において採用しているディスカバリー制度に付いてはその負担が大きすぎるという批判がある。よくトラック何台分かの証拠資料という表現がなされるが、この点については、証拠提出側に証拠の一覧表の提出を義務づけ、その表に基づいて請求された証拠について順次開示することを義務付けるというようにする工夫も有り得る。開示しなかった資料に基づく抗弁は認めないとすれば良いのである。何れにしても、米国の制度をそっくりそのまま導入する必要はないのであるから、米国の制度に対するアレルギー反応をそのまま持ちつづける必要はない。

(2) 裁判官と裁判員

1) 裁判官の人数

フランスの陪審裁判(3人の裁判官と9人の陪審員が一緒になって評議・評決するので参審裁判といわれることもあるが、フランスの判事は陪審裁判と明確に言っている)では、1人の予審判事によって争点整理と証拠の整理、場合によっては証拠の収集までが行われ、この予審判事は、公判及び評議・評決には加わら

ない。デンマークの陪審制度では裁判官は3人だが、英国では1人であった。また、デンマーク及び英国では12人の陪審員のみによる評議・評決で有罪・無罪が決定されるが、デンマークでは量刑については陪審員と裁判官と一緒に評議・評決するというように、裁判官の役割と数は千差万別である。

そこで、筆者は公判準備手続きに1人、公判以降には事件の重大性に応じて他の1~3人の裁判官が関与し、準備手続きに関与した裁判官は、同事件の公判以降には関わらないようにすることが良いと考える。このようにすれば、準備手続きに関与した裁判官は、その仕事が終れば他の事件に携わる事ができるし、準備手続きの間には、公判以降に携わる裁判官は他の事件を扱えるので、多数の仕事を抱える裁判官に多少の時間的余裕を与える事ができる筈である。また、公判を主宰する裁判官は、準備手続きで出されたが採用に至らなかった証拠に関する情報を有していないので、より公正な訴訟指揮がなされると期待される。

裁判官の数は、特許裁判の場合には、控訴事件とか、特殊の場合を除き1人で十分であろう。

2) 裁判員の選定と数

裁判員は国民を代表する市民である。従って、できるだけ国民の構成を忠実に反映させた構成とすることが好ましいと考えれば、先ず男女同数である事が好ましい。また、年齢層を、被疑者より若い年齢層、同じ年齢層、上の年齢層に分けるとすると最低6人となる。この6人を基本的な裁判員の人数と考え、裁判官の人数が2人以上となれば、裁判員の人数も増やしたい。裁判官が3人になると、裁判員が6人でも裁判官に圧倒され、独立して判断する事が困難になる事が十分考えられるから、少なくともこの場合には裁判員の数をフランスと同じ9人、若しくはそれ以上の人数にする事が妥当であると考えられる。いずれにしても、検察側と弁護側がそれぞれ半数ずつ、適当だと思われる裁判員を候補者の中から選出できるようにすればよい。尚、この裁判員と裁判官の数に関しては福来寛氏の論文がある(社会法学誌、5月号及び6月号)。

特許裁判の場合には、原告被告の弁護士が、それぞれ好ましいと思われる裁判員を半数ずつ選定すれば良いであろう。特許権の対世的効力や、特許実施料が究極的には消費者によって負担されることを考えれば、評決の精度を確保する上からも、やはり6人以上とす

ることが妥当であろう。

）評議

評議が裁判官と裁判員とで行われるからといって、裁判官の説示を省略するわけにはいかないだろう。説示されずに評議に臨めば、ルールを教わずに競技に望むに等しいからである。また、実効ある市民参加を実現するために、議長は裁判員の中から選出し、裁判官が結論を誘導してはならず、基本的に争点整理と法的助言役に徹することを法定することが好ましい。これは、裁判官と裁判員が対等であるとしても、何の制限も無ければ、裁判官の議論が中心となった評議にならざるを得ず、裁判員の独自性が失われるからである。何故なら、裁判官は法律家である上、独立して判断し決定する事が職務であるために、どうしても評議全体をまとめようとすると思われるが、裁判官のような訓練を受けていない非法律家である裁判員の職務は、検察の主張立証が正当であるか否か、他の可能性はあり得ないのかを判断することであって、裁判官の職務とは基本的に異なり、事件の全体を自ら構成し直してまとめるといふような必要は全くないからである。

特許裁判においても全く同じであり、裁判員は独自に正しい技術的・法律的判断をする必要はない。原告・被告の主張・立証について、法廷で得られた証拠のみに基づいて、何れが正しいと思うのか、原告・被告の合意によって明確化された技術的範囲にイ号が属すると思えるか否かを意思表示すれば良いのである。

特に特許裁判の場合には、特許権の技術的範囲について原告被告の合意が得られた後に、侵害か否かを裁判官裁判で行うか、裁判員裁判で行うかを選択するようになればよいであろう。

）評決

デンマークの陪審制度では、12人の陪審員のうち8人以上が有罪票を投じた場合に有罪評決となるが、この場合でも3人の裁判官が一致して無罪を確信すれば、陪審の有罪評決を覆して無罪にする事ができるという2重の保障制度がある。そこで、筆者は、評決は裁判員のみで行う所謂独立評決制度とし、デンマークの場合と同様に、裁判員が有罪と決定した場合であっても全裁判官が一致して無罪と判断した場合には無罪とする制度が最善であると考え。このようにしても、意見書の「裁判官又は裁判員のみによる多数で被告人に不利な決定をすることはできないようにするべきであ

る」との内容に反することはないからである。

また、次善の案として、評議が熟したとの合意に達した後、裁判員と裁判官が別室で別個に評決するという分離評決制度を提案する。上記の何れの場合も、裁判官の評決が裁判員の評決に影響することを未然に防止すると共に、推定無罪の原則を合理的に解釈するのに適していると考えからである。即ち、裁判員が有罪の決定をした場合であって、裁判官の決定も裁判員の結論と一致していた場合には有罪と決定し、他の全ての場合は合理的な疑いを否定する事ができないとみなし、有罪ではない（即ち無罪）と決定することになる。これは、見方を変えれば、法律家である裁判官としての結論であっても、裁判員の支持が得られなければ有罪とする事ができないということでもある。これによって、分かり易い裁判が実現されるはずである。また、裁判員と裁判官が評議のために別れた後でも、必要に応じて裁判員のみによる評議をすることは認めるべきである。このことは、特に裁判官に圧倒されて自由に発言できなかったという裁判員がいる場合には重要である。

特許裁判の場合には、民事裁判である上、裁判官も技術的には素人であるから、裁判員と共に評決しても不都合は無いように考えられる。また、単純多数決で侵害非侵害を決定しても良いであろう。

）量刑

評決の結果有罪となった場合には、直ちに裁判員と裁判官が再度一体となって評議し量刑を決定する。結論が1つにまとまらない場合には、最も軽い量刑を採用すれば良い。但し、裁判員1人のみが主張する量刑は採用しないものとする。

被疑者が否認していない場合の裁判員裁判では、量刑についての評議・評決だけを行えば良いであろう。

特許裁判の場合には、侵害の評決が出た場合に、損害賠償について評議・評決することになる。

4．おわりに

以上の如く、刑事事件について妥当であると考えられる裁判員制度は、少しアレンジすれば特許裁判にも適用することが出来ると思われる。これから導入される裁判員制度を我々に身近なものと捉えていく必要がある。

(原稿受領 2002.4.1)